第二十七条第一項中「様式第四」を「様式第六」に改め、同項表中「第四条第一項又は第三項」を「第六十四条第一項又は第三項」に、「様式第五」を「様式第七」に、「第二十四条第一項」を「第百三十一条第一項」に、「様式第六」を「様式第八」に改め、同条第二項中「様式第四」を「様式第六」に、「第五条第一項」を「第六十五条第一項」に、「第十九条第二項」を「第九十五条第二項」に、「第十九条の二第一項」を「第九十六条第一項」に、「第十九条の三第二項」を「第九十八条第二項」に改め、同条を第百三十九条とする。

第二十六条中「法第三十七条第六項」を「法第四十三条の三の二十四第六項」に、「様式第二の二」を「様式第三」に、「様式第二の三」を「様式第四」に、「様式第三」を「様式第五」に改め、同条を第百三十八条とする。

第二十五条中「法第二十六条第二項」を「法第四十三条の三の八第二項」に、「法第三十二条第二項」を「法第四十三条の三の十九第二項」に改め、同条を第百三十七条とし、第二十四条を第百三十六条とし、第二十三条を第百三十五条とする。

第十九条の十七中「原子炉設置者（旧原子炉設置者等」を「発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等」に、「第二十四条」を「第百三十六条」に改め、同条第二号中「原子炉の」を「発電用原子炉設置者」に、「なった」を「原子炉設置者」に改め、同条第二号イ中「電気事業法第五十四条第一項に規定する定期検査」を「施設定期検査」に、同条第三号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「の点検を」を「又は常設重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する常設重大事故対処設備をいう。以下同じ。）の点検を」に、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第九条若しくは第九条の二」を「技術基準規則第十七条若しくは第十八条」に改め、「適合していないと認められたとき」の下に「、当該常設重大事故等対処設備が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき」を加え、同条第四号中「機器等」の下に「又は常設重大事故等対処設備に属する機器等」を加え、同条第五号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「講じられなかった」を「講じられなかった」に改め、同条第七号中「第十五条第四号」を「第九十条第四号」に改め、同条第八号中「第十五条第七号」を「第九十条第七号」に改め、同条第十号中「広がつた」を「広がった」に、「しなかつた」を「しなかった」に改め、同条第十二号中「第九条第一項第一号」を「第七十九条第一項第一号」に改め、同条第十三号中「行つていない」を「行っていない」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「燃料」を「燃料体」に改め、同条を第百三十四条とし、第十九条の十六の八を第百三十三条とする。

第十九条の十六の七第二号中「第七条第五項」を「第六十七条第五項」に改め、同条を第百三十二条とする。

第十九条の十六の六中「第七条第五項」を「第六十七条第五項」に改め、同条第一号中「第十九条の十六の四各号」を「第百二十九条各号」に改め、同条を第百三十一条とする。

第十九条の十六の五中「第七条第五項」を「第六十七条第五項」に、「適合しなくなつた」を「適合しなくなった」に改め、同条を第百三十条とする。

第十九条の十六の四中「第十九条の十六の二」を「第百二十七条」に、同条第一号イ中「なくなつた」を「なくなった」に改め、同号ロ中「第十九条の十六の六」を「第百三十一条」に改め、同条を第百二十九条とする。

第十九条の十六の三第一号ロ中「第七条第五項」を「第六十七条第五項」に改め、同条第八号中「行つて」を「行って」に改め、同条を第百二十八条とする。

第十九条の十六の二中「第七条第五項」を「第六十七条第五項」に改め、同条を第百二十七条とする。

第十九条の十六の見出し中「原子炉設置者等」を「発電用原子炉設置者等」に改め、同条第一項中「法第四十三条の三の三第四項」を「法第四十三条の三の三十三第四項」に改め、「場合」の下に「（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）」を加え、「法第四十三条の三の三第二項の認可を受けた」を削り、同条第二項中「法第二十九条第一項」を「法第四十三条の三の十五第一項」に改め、同条を第百二十六条とする。

第十九条の十五の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第一項中「法第四十三条の三の三第四項」を「法第四十三条の三の三十三第四項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条を第百二十五条とする。

第十九条の十四の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第一項中「法第四十三条の三の三第四項」を「法第四十三条の三の三十三第四項」に、「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に、「第十九条の七」を「第百十七条」に改め、同条を第百二十四条とする。

第十九条の十三の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条中「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条を第百二十三条とする。

第十九条の十二の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条中「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に、「第十九条の六」を「第百十六条」に改め、同条を第百二十二条とする。

第十九条の十一中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同条第四号中「第七条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同条第十一号を第百二十一条とする。

第十九条の十第一項中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第三項中「正本一通、写し一通」を「正本一通及び写し一通」に改め、同条を第百二十条とする。

第十九条の九中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同条第一号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条を第百十九条とする。

第十九条の八第一項中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同条第二項中「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条を第百十八条とする。

第十九条の七第一項中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同条第三項中「正本一通、写し一通」を「正本一通及び写し一通」に改め、同条を第百十七条とする。

第十九条の六第一項中「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条第二項第一号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第三項中「正本一通、写し一通」を「正本一通及び写し一通」に改め、同条を第百十六条とする。

第十九条の五中「第四十三条の三の二第一項」を「第四十三条の三の三十二第一項」に改め、同条を第百十五条とする。

第十九条の四中「法第四十三条の三第一項」を「法第四十三条の三の二十八第一項」に改め、「の各号」を削り、同条を第九十九条とし、同条の次に次の十五条を加える。

（特定機器の種類）

第百条　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一　第三条第一項第二号リ（ハ）の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置（ブロワを要しないものに限る。）

二　第三条第一項第二号リ⑶の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置

三　第三条第一項第二号ヌ⑶の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備

四　第三条第一項第二号ヌ⑵の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備

五　第三条第一項第二号ヌ⑵の非常用電源設備のうち、無停電電源装置

六　第三条第一項第二号ヌ⑵の非常用電源設備のうち、電力貯蔵装置

（型式証明の申請）

第百一条　法第四十三条の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定機器の種類

三　特定機器の名称及び型式

四　特定機器の構造及び設備

五　特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件